

介護保険料負担限度額認定証 の申請手続きについて

8月から特定入所者介護(予防)サービス費の給付要件・食費の金額が変わります

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険の施設サービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設)や、短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階の自己負担限度額が設けられています。認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには申請が必要です。

◎昨年度認定を受けた方も、再度申請が必要です

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年(令和3年7月31日まで)となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要となりますので、お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。

■基準費用額(施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額)

利用者負担は、施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

※1日あたり

▶居住費…ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円

従来型個室1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円)

多床室377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円)

▶食費…1,392円《令和3年8月から1,445円》 **令和3年8月から 食費の金額が変わります**

■自己負担限度額(1日あたり)《令和3年8月から第3段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります》

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第1 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円	
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から 600円	
第3 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者 負担段階第2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円	
	令和3年8月 から 第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える

②については、令和3年8月から
預貯金等の金額が利用者負担段
階別になります。

- ・第1段階 / 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階 / 預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階① / 預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階② / 預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合